

掛川市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、掛川市長から措置を講じた旨の通知があるので、同項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年1月15日

掛川市監査委員 山下一夫

掛川市監査委員 二村禮一

(別紙)

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和5年12月27日
- ・指定管理者：掛川城管理運営共同体
- ・所管課：文化・スポーツ振興課
- ・施設名：掛川城、掛川市茶室、掛川市竹の丸

指摘事項等	措置状況	措置日
<p>掛川市茶室において、本市との業務委託契約に基づき、指定管理者以外の市民団体による呈茶サービスが行われていた。</p> <p>本来、呈茶サービスは、指定管理者が自ら企画し、実施すべき管理運営業務であり、その費用は、利用料金で賄われるべきである。</p> <p>所管課は、指定管理者及び当該市民団体と協議の上、呈茶サービスに関する事業スキームを再構築し、不適切な事業形態のは正に努められたい。また、このような事態が発生した一因は、呈茶サービスが包括協定書に明記されていないことにあるので、包括協定書第10条の管理運営業務に呈茶サービスを追記しておくことが適当である。</p>	<p>呈茶サービスは、指定管理者が行うべき管理運営業務であるため、包括協定書第10条の管理運営業務に追記し、令和6年度から新たに開始となる指定管理業務委託締結に向け、準備を進めている。</p>	R5.12.27